



Sustainable Procurement Policy



世界中からの多種多様な原材料を必要とするグローバル企業として、当社の調達活動はバリューチェーンの広範囲にわたり社会的・環境的影響を及ぼし得ることを認識して、透明性を大切に、疑問には率直に対応し、自らの決定に責任を持つよう努めています。

すなわち、必要な品質を満たす原材料を、タイムリーに、適切な価格で確保することに加えて、お客様や社会からのニーズと期待に応えるべく、トレーサビリティの向上ならびに、気候変動、森林破壊、人権などに関する課題にも取り組む調達網の構築を目指しています。

本方針は、調達活動に持続可能性をどのように組み込むかを詳細に定めたものです。当社の原材料調達網の特徴である「多種多様性」に加えて、日々変化する事業環境の下、持続可能なサプライチェーンの構築は、一夜にして、また単独で達成できるものではありません。バリューチェーン全体にわたるステークホルダーとの連携が必要です。

したがって、お取引先様には「高砂香料 サステナブル調達ポリシー」に示された原則と要件を、自社の上流サプライチェーンへも展開していただき、持続可能な調達網の構築に向けた取り組みに、更にお力添え下さいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

高砂香料工業株式会社
執行役員 調達本部長 八木健次

目次

1 「高砂香料 サステナブル調達ポリシー」の意義	3
2 サステナブル調達の目的	3
3 「高砂香料 サステナブル調達ポリシー」策定のアプローチ	4
4 サステナブル調達の目標	4
5 高砂サステナブル調達における戦略及び実行	5
6 お取引先様各社によるサステナブル調達の実現	
6.1 ガバナンス	6
6.1.1 意思決定のプロセスと構造	
6.1.2 トレーサビリティ	
6.2 環境	7
6.2.1 汚染防止	
6.2.2 持続可能な資源利用	
6.2.3 気候変動の緩和	
6.2.4 環境保護、生物多様性、自然生息地の回復	
6.3 社会	8
6.3.1 人権	
6.3.2 労働慣行/EHS	
6.3.3 公正な事業慣行	9
6.3.4 消費者問題	
6.3.5 コミュニティ	
7 苦情処理メカニズム	10



1 「高砂香料 サステナブル調達ポリシー」の意義

当社は、現在および将来直面するであろう主要な社会的、経済的、環境的な課題の解決に貢献することが、グローバル企業・上場企業としての使命であると考えています。企業理念の「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」およびVision2040「人にやさしく、環境にやさしく」に則り、当社は、バリューチェーンの重要な要素である調達について「高砂香料 サステナブル調達ポリシー」を策定し、このポリシーに基づいて、以下を実行します。

- 当社におけるサステナブル調達の要件を設定し、お取引先様及び社内関係者に共有します。
- お取引先様には、上記の基準の遵守を確認する為の質問票にご回答頂きます。
- 上記の基準の充足状況をモニタリングします。
- これらにより、確実に当社におけるサステナブル調達の基準が遵守されるようにします。

2 サステナブル調達の目的

当社は「持続可能な調達を行うことにより、ステークホルダーに長期的な社会的、経済的、環境的利益を提供すること」を目指します。

3 「高砂香料 サステナブル調達ポリシー」策定の アプローチおよび国際基準との整合

社会的、経済的、環境的な理想は普遍的なものですが、いわゆるサステナブル調達の考え方が支援されるようにするためには、多くの方法があります。そこで、当社のサステナブル調達の取り組みは、サプライチェーンにおける多様性および複雑性を持ち合わせているため、リスク度合いに基づき行っております。この取り組みにより、最も重要なリスクを特定・評価し、軽減することが可能となります。また、当社はお取引先様と連携し、当社のサステナビリティに関する目標および目的の達成に積極的に貢献することを目指しています。すなわち、当社のポリシーは ISO 26000^{*}、ISO 20400^{**}および SMETA^{**}の原則と整合しており、UN 17 Sustainable Development Goals (SDGs)^{**}を支持して策定されています。

4 サステナブル調達の目標

当社のサステナブル調達の目標は、

1. 暫定的に 2030 年までに当社の優先購入原材料の 100% をサステナブル調達基準に準拠させることです。

優先購入原材料とは

当社独自の評価方法、または他の信頼できる評価手法(例えばUEBTやSEDEX^{**}リスク評価等)により、調達リスクがあるとされる原材料のことを指します。

サステナブル調達基準の内容

- a) サステナブルに管理された再生可能資源から作られている原材料を調達すること、且つ、
 - b) 高砂香料 サステナブル調達ポリシー」の要件に準拠したお取引先様によって生産されている原材料を調達すること。
2. お取引先様と連携し、2030 年までにスコープ 3 の温室効果ガス排出量を絶対値で 27.5%削減するという当社の気候目標の達成を支援します。

5 高砂サステナブル調達における戦略及び実行

当社は、サステナブル調達を実施するため、次の3つを主要な柱と位置づけています。**1.** 社内関係者の役割、**2.** お取引先様の義務、ならびに **3.** 原材料に関する「情報提供、評価、検証と是正」のプロセスです。

社内関係者の役割

- a)** 社内関係者は、「高砂香料 サステナブル調達ポリシー」及びその他の関連ポリシー(例:「高砂香料グループサプライヤー行動規範」、紛争鉱物や森林破壊に関するポリシーなど)を設計し、更新し、共有します。
- b)** 社内関係者は、その全員が当社の「高砂香料 サステナブル調達ポリシー」の要件に精通し、これを遵守するように努めます。

高砂香料のお取引先様の義務

- a)** お取引先様各社は、「高砂香料グループサプライヤー行動規範」及び「高砂香料 サステナブル調達ポリシー」をご承諾いただき、遵守するよう求めます。
- b)** 優先度の高いお取引先様各社は、少なくとも当社の質問票及びグローバル基準に沿ったアンケート(例えば Sedex SAQ[®])に回答し、結果を当社と共有するよう求めます。
- c)** 次に、最もハイリスクのお取引先様は、信頼性の高い国際基準(例:EcoVadis[®]、TfS[®]、SMETA、SA8000[®]、ISO 14001[®]、Fair for Life[®]または同等の基準)を用いて、当社のサステナブル調達要件への適合状況を独立した第三者により検証されるよう求めます。
- d)** 最後に、その他のお取引先様にも、適切な第三者認証(例:EcoVadis、TfS、SMETA、SA8000、ISO 14001、Fair for Lifeまたは同等の基準)を活用し、その結果を当社と透明性をもって共有するよう求めます。
- e)** お取引先様には、不適合が特定された場合は当社に報告し、解消するための是正策を共有することを求めます。

原材料に関する「情報提供、評価、検証と是正」のプロセス

- a)** 当社独自のリスクマッピング手法を用いて、購入した原材料を当社の「高砂香料 サステナブル調達ポリシー」の要件に照らし合わせて、特定します。
- b)** 当社は上記で特定された原材料に優先順位を付けて、更なるアンケート、訪問、監査などのデューデリジェンスを実施します。
- c)** 当社は確認された非準拠かつ優先順位の高い原材料の改善策を検討し、実施します。
- d)** 当社にとって特に重要な原材料については、当社はサプライチェーンによる川上統合など、「TaSuKI(たすき)」[®] 固有のプログラムを積極的に計画し、実行します。



6 お取引先様各社によるサステナブル調達の実現

当社は、お取引先様各社及びその協力事業者様が以下に説明する要件を熟読して理解し、自ら遵守することを期待します。

6.1 ガバナンス

6.1.1 意思決定のプロセスと構造

- 1.** お取引先様は、サステナビリティに資するサステナブル調達ポリシーを作成し、これをすべてのステークホルダーと共有します。
- 2.** お取引先様は、調達業務で「持続可能な調達」を実践し、自ら模範を示します。そして、お取引先様のサプライヤーの倫理的行動を評価管理する仕組み(Sedex等)を導入すると同時に、社内に専従部署を設置し、サステナブル調達の課題(人権、EHS、ビジネス倫理など)の特定と遵守を推進し、その運用を可視化します。
- 3.** 商品及びサービスのライフサイクルを考慮し、それらが社会、経済及び環境に与える影響について説明責任を果たします。
- 4.** 社会、経済及び環境に影響を与える調達の決定と活動は、透明性を確保した上で行う必要があります。また、お取引先様のサプライヤー(二次原料以降も含む)にも同様の透明性を確保することを奨励します。
- 5.** 倫理的に行動し、サプライチェーン全体にもその行動を促します。
- 6.** 調達活動により影響を受けるステークホルダーを特定し、それらの利益を尊重するように考慮します。
- 7.** サプライチェーンを通じて、法、人権、国際規範及び環境を尊重します。また、お取引先様のサプライヤー(二次原料以降も含む)に対しても、これら規則の遵守に積極的に取り組むことを推奨し、必要があればコンプライアンスの状況を評価します。
- 8.** サステナビリティの目標に取り組むための変革的ソリューションを模索し、サプライチェーン全体でより持続可能な結果を促進するために革新的な調達慣行を奨励します。
- 9.** 需要を予測し、可能な限り、より持続可能な代替案を模索します。
- 10.** 持続可能な結果を最大化するために、すべての既存の調達慣行にサステナビリティを確実に組み込みます。
- 11.** 調達により組織が負担する総費用だけでなく、社会、環境、経済に対する費用と便益も考慮します。
- 12.** サステナビリティの課題に関して、バリューチェーン及びサプライチェーンにおいて高い関連性と重要性を有するお取引先様、その協力事業者様、及びその他のステークホルダーと双方向のコミュニケーションプロセスを確立します。
- 13.** 調達プロセスに関与するすべての従業員の間で、持続可能な開発に対する意識を高めます。
- 14.** ライフサイクルコストリング、サービスとしての製品・サービス(所有ではなく包摂的経済を重視する仕組み)、およびサーキュラーエコノミーなどのアプローチを採用し、物品およびサービスに関する革新的な解決策を検討します。

6.1.2. トレーサビリティ

供給される製品のトレーサビリティは、高砂香料の顧客、消費者、ならびに一般社会から求められている重要な要件です。このため、高砂香料に供給される製品について、お取引先様には、一次生産地(所在地および小規模生産者を含む)まで遡ることが可能な、サプライチェーン全体の透明性を確保するよう努めることが期待されます。

6.2 環境

6.2.1 汚染防止

1. 有効な製造許可の下、決められた製法に則り製造します。
2. 法的に承認された製法、原材料及び包装材料のみを使用して製造します。
3. 危険物及びその他法規制に該当する原材料は、製造元の推奨事項及び法的要件に従って保管、取り扱い、使用、廃棄します。
4. 製造工程及び業務プロセス上で発生する廃棄物を適切に管理して環境への影響を低減すると共に、必要な規則及び規制の遵守を確実にするための手順を整備します。
5. 製造工程及び業務プロセス上で発生するリサイクル対象の固体、液体、大気排出物は、すべて必要な規則及び規制に沿って、自社または認可リサイクル会社により処理します。
6. 輸送の環境に対する影響に配慮し、これを低減するために物流 KPI を整備します。製品の輸送は必要な規則及び規制に準拠して行います。

6.2.2. 持続可能な資源利用

6.2.2.1 資源

1. 製品及び包材は、水を含む持続可能かつ再生可能な資源を使用して製造します。
2. 資源利用についての削減目標、戦略、計画を策定し、その実施状況をモニタリングします(リサイクル、再利用、回収される資源、環境効率などを含む)。

6.2.2.2. エネルギー

1. 製品及び包材は、持続可能に管理された再生可能エネルギーを使用して製造及び配送します。
2. エネルギー利用についての削減目標、戦略、計画を策定し、その実施状況をモニタリングします。

6.2.3 気候変動の緩和

1. 製品カーボンフットプリント (PCF[™]) は、TfSメソドロジー[™]、GHGプロトコル[™]、またはISO 14067[™]に基づいて算出されます。
2. 最終目標は、カーボンニュートラル社会への貢献およびパリ協定と京都議定書で定められた1.5°C目標との整合性の確保にあります。そのために、GHG排出量のモニタリングおよび削減・代替に関する目標、戦略、計画を整備しています。

6.2.4 環境保護、生物多様性、自然生息地の回復

6.2.4.1 自然保護

1. 高い保護価値 (HCV[™]) を有する土地を特定し、それらの地域内及び周辺においては製品及び包材の生産を行わないものとします。
2. 森林、泥炭地／湿地、マングローブ(高炭素蓄積)に悪影響を与えていない製品または包材を供給します。製品及び包材の基となる原材料ならびに製造工程自体が悪影響を与えていないことも確認する必要があります(例えば、蒸留工程のエネルギーは、持続可能に管理された再生可能エネルギー由来であるかどうか、等。前述 6.2.2.2 参照)。
3. 製品及び包材は、その輸送において、海、川及び地下水への直接的な悪影響を与えていないものでなければなりません。供給する製品及び包材の原材料の収穫並びに製造工程自体が、その場所に悪影響を与えていないのかも含めて確認する必要があります。
4. 製品及び包材の製造に使用する遺伝子組換え生物は、規制に準拠している必要があります。
5. 製品及び包材に使用する農薬と肥料は、規制に準拠している必要があります。
6. 名古屋議定書、ワシントン条約など、必要なすべての主要な国際環境保護法を遵守する必要があります。

6.3 社会

6.3.1 人権

1. お取引先様は、人権に関する要件についてSedex SAQまたは他の国際的基準に準拠する必要があります。これらの基準への準拠が不完全な場合は、SMETA または他の監査スキームを用いて、人権や国連の原則その他の公認の同様の基準を実施する必要があります。
2. 事業を行おうとする地域において、紛争、政情不安、マイノリティの権利侵害、腐敗等人権に関する危機的侵害があることを知った場合、またはその疑いが強い場合には、常に、適切かつ有効な手順を整備した上で、徹底したデューデリジェンスを実施し、原材料のサプライチェーン全体において上記のいずれの可能性もないことを確実にする必要があります。
3. 調達部門は、人権を遵守していないお取引先様の活動に支援または加担してはなりません。

6.3.2 労働慣行/EHS

6.3.2.1 労働条件及び社会的保護

1. 雇用の最低年齢、夜間及び危険な状況での就労の禁止については、その国の法律及び法令に従います。ILO[®]勧告により、いかなる状況であっても、15 歳未満の労働は禁止され、夜間及び危険な作業の場合は 18 歳未満の年齢の従業員を労働に従事させることはできません。児童労働(法令により、またはILO定義による15歳未満)が判明した場合は、ただちに停止しなければなりません。児童労働を行っていることが判明した場合、その児童が雇用の最低年齢に達するまで、質の高い教育を無料で与えるプログラムを開発し、またはかかるプログラムに参加する必要があります。
2. 採用プロセスと雇用は公平に行います。透明性を保ち、差別(性別、人種、宗教、年齢、及びILO定義の1973年最低年齢条約(第 138 号))は行いません。
3. 雇用条件は法律及び法令に準拠します。雇用条件は、従業員が理解できる書面に明記し、これを確認した上で両当事者が署名し、その書面の原本を雇用前に従業員に手渡す必要があります。有期の雇用契約を利用する場合も、それに関する法律及び法令に準拠しなければなりません。
4. 報酬は公平を保ち、法律及び法令に準拠します。すべての支払いを、完全なトレーサビリティのために正式に記録する必要があります。

4. 苦情及びコンプライアンス違反の報告及び改善の手続きを整備し、これらの報告等に対しては、平等で独立した対応をすることが求められます。このプロセスは、あらゆる種類のポリシー違反の疑いから内部告発者を保護するために必要です。
5. 調達プロセスの中に、特に社会的弱者に対する差別慣行が含まれないようにする必要があります。
6. 市民権及び政治的権利を尊重しないお取引先様との取引は停止します。
7. 現地の法律及び法令に定められている経済的、社会的、文化的権利を侵害しているお取引先様との取引は停止します。
8. 児童労働、強制労働、差別、過酷または非人道的な扱いがバリューチェーンの間に発見された場合は、そのお取引先様との取引関係を直ちに停止します。

5. 労働時間、休日、残業については、法律及び法令に従います。それらの補償についても同様です。国の規制よりも低い場合は、ILO の勧告に対する調整が検討される必要があります。
6. 法律及び法令に従って、従業員のための医療保護制度を整備する必要があります。
7. 法律及び法令に従って、従業員のための年金制度を整備する必要があります。
8. 従業員を客観的に評価し、育成するために、公平な「S.M.A.R.T[™]」パフォーマンス管理システムと必要なトレーニングの制度を整備する必要があります。
9. 懲戒及び雇用終了の手続は、法律及び法令で許可されている場合に限り認められます。また、その場合における賃金控除の可能性を含む詳細な離職条件、懲戒及び雇用終了の手続きが差別によらないことを従業員に説明し、その内容を雇用契約に記載しておく必要があります。
10. 雇用主は、法律及び法令に従って、団体交渉のために従業員が労働組合に参加する自由、または労働組合を立ち上げる自由を与える必要があります。

6.3.2.2 労働における安全衛生

1. 事故及び傷害の総合的な管理システム(記録、是正措置、予防措置、モニタリング、改善計画)を整備する必要があります。
2. 安全な作業環境、工程、機器(個人用保護具^{*9}を含む)を維持する必要があります。
3. 作業環境、工程及び生産設備は、関連するすべての基準、法律、規制、及び営業許可証に準拠する必要があります。
4. 安全衛生の被害を防ぐために主要なリスクを特定、評価し、効果的な管理を行います。労働関連の負傷や疾病を積極的に予防するために十分な措置を講じる必要があります。
5. 緊急時の手順及び設備を整備し、従業員へ必要な知識を身に付ける為の適切なトレーニングを定期的に実施する必要があります。
6. 従業員の特定の業務及びリスクに関連するトレーニングを、雇用前に実施し、雇用期間中も定期的に維持する必要があります。
7. 晒されるリスクに応じた個人用保護具を常に利用可能な状態に維持し、従業員が必要に応じていつでも交換できるようにする必要があります。

6.3.2.3 職場での人材育成とトレーニング

1. 従業員に対し、業務を実行するために必要な効果的かつ安全な方法によるトレーニングを、雇用前及び雇用中に無料で提供することを推奨します。
2. 従業員に対し、定期的なトレーニングと育成の機会を提供し、必要なトレーニング費用は雇用主が負担することを推奨します。また、そのようなトレーニングを、従業員に対し、業務の一環として与えることを推奨します。

6.3.3 公正な事業慣行

6.3.3.1 腐敗防止

1. 贈収賄、汚職(財政的なものも含む)、贈答品の交付は禁止されています。法律及び法令に沿った懲戒処分を伴う行動規範を確立し、これをすべてのお取引先様及び社内関係者に確認、共有する必要があります。業務の性質上、注意を要する従業員はすべて、ビジネスインテグリティトレーニングに出席し、行動規範に従う旨の書面に署名する必要があります。
2. 所定の社内規定により認められた「標準的な」会食の値段を超えるいかなる接待も禁止します。これは、高砂香料の従業員を招待する場合にも適用され、返礼も招待と同じ原則に沿って行う必要があります。

6.3.3.2 公正な競争

1. 独占禁止法及び反ダンピング策を支持し、遵守します。
2. 利益相反は禁止し、明確な違反や疑わしいケースは、適宜報告の上、検証します。
3. 受注は明確な根拠に基づいて行い、合意条件が記載された売買契約書を作成し、これを商品受領前に買主と売主の両方で保管します。取引条件が曖昧になることを回避するために、調達から支払いまでの主要なすべての取引手順を適切に文書化する必要があります。

6.3.4 消費者問題

6.3.4.1 持続可能な消費

1. 供給される原料の一次供給源に至るまでのトレーサビリティを確保し、文書化する必要があります。
2. 現実的に可能な限り、フェアトレード、オーガニック認証についての問い合わせに対して回答出来るよう準備をする必要があります。保有するフェアトレード／オーガニック認証について情報を共有する必要があります。

8. 法律及び法令に従って、現場での医療支援を整備します。他の適切な輸送手段が利用できない場合、雇用主が最寄りの医療センターへの医療移送に対応する必要があります。
9. 安全で適切な衛生設備、ロッカー、更衣室、飲料水を備えた衛生的な職場環境を提供する必要があります。
10. 従業員へ健康的な、質の高い、手頃な価格の食事と飲料水を提供し、就労の現場にキャンティーンを提供することを推奨します(就労の現場から徒歩 5分圏内でそのような食事と飲料水が入手可能でない場合)。
11. 効果的かつ費用対効果の高い公共交通機関が利用できない場合、雇用主は、最寄りの公共交通機関の場所から現場まで、安全で効果的かつ無料の交通手段を提供することを推奨します。
12. 従業員に住居を提供する場合は、安全かつ衛生的で、十分なプライバシーが確保されたものである必要があります。従業員への住宅費の請求は、一部補償、または免除することを推奨します。

6.3.5 コミュニティ^{*21}

1. 活動する地域コミュニティの文化、組織、制約、ニーズ(デューデリジェンス)を理解し、これらを尊重する必要があります。これに資するサポートプログラムを、地域コミュニティの関与のもとで設計し、実行することを推奨します。
2. 小規模事業者の子供たちの教育へのアクセスが制限されている場合は、国の機関の承認を得た上で、インフラの改善、教材と機器の供給、教師の雇用に対する財政支援、奨学金の支給、学校に通わせる等のインセンティブスキームによるサポートプログラムを検討することを推奨します。
3. 社会から求められるCSR、トレーサビリティ、及びサプライチェーン管理の要件に沿って、資源の生産、収集、及び転換を行うことにより、当該地における雇用の創出と維持を図ること及び消費国ではなく原産国における現地加工、価値の付加を行うための投資を検討することを推奨します。
4. 原産国への直接投資が確認され、権利が確実に保護されている場合は常に、現地の能力開発及び技術移転オプションの支援を検討する必要があります。
5. 富と収入の創出
 - [1] 原産国における価値の付加／加工が実現可能な場合は、常にこれを想定し、優先する必要があります。
 - [2] 長期的な価格の維持と供給の安定性及び CSR コンプライアンスを実現するために、取引当事者相互の商業的コミットメントに基づく公正な価格メカニズムを検討する必要があります。
6. 健康
 - [1] 生産者コミュニティのために、適切な価格による産院や薬局等のプライマリ・ヘルス・ケアへアクセスを促進する必要があります。
 - [2] 生産者のコミュニティ、特に子供たちや社会的弱者のために、生活用水や清潔な飲料水の確保を促進する必要があります。
 - [3] 生産者の子供たちが通学する学校における衛生設備の確保を促進する必要があります。
 - [4] 生産者の子供たちや社会的弱者に対する食事支援を検討します。自然災害の場合のスポット的な支援だけでなく、適切なデューデリジェンスを行った上で定期的な支援をする必要があります。

7 苦情・通報

お取引先様は、倫理的行動、人権、労働条件、労働安全衛生、または労働慣行に関して懸念がある場合、苦情を申し出ることができます。
懸念事項については、当社の通常の取引窓口担当者へ連絡するほか、必要に応じて、当社の機密性の高いコンプライアンスまたは倫理に関する通報窓口を通じて通報することも可能です。
これらの通報は秘密保持のもとで行うことができ、報復を受けることなく申し出ることができます。

用語及び定義

- *1 ISO 26000：社会的責任(Social Responsibility)に関するISO規格。持続可能な発展への貢献を実現するために、あらゆる種類の組織に適用可能な社会的責任に関する包括的な手引書。
- *2 ISO 20400：持続可能な調達(Sustainable procurement)に関するISO規格。法令遵守、倫理、環境保護、人権などの社会的責任の観点を組織活動に取り入れることにより、持続可能性の推進を目的として策定された手引書。
- *3 SMETA：Sedex Members Ethical Trade Auditの略。Sedexの会員企業や監査会社から構成されるSedexステークホルダーフォーラム(SSF)が、社会・環境に関する監査に関するベストプラクティスを集約して開発した監査スキーム。
- *4 Sustainable Development Goals (SDGs)：2030年までに人々と地球にとってより良い世界を築くための、世界共通の行動計画として定められた17の目標を指す。
- *5 Sedex：Supplier Ethical Data Exchangeの略。サプライヤー倫理データ交換 2004年に英国で設立された、サプライチェーンにおける責任あるビジネス慣行の実現をめざし、企業の倫理情報を管理・共有するプラットフォームを提供する非営利団体。
- *6 SAQ：Self-Assessment Questionnaireの略。自己評価アンケートのこと。
- *7 EcoVadis：組織がESGリスクやコンプライアンスを管理しながら調達に関する意思決定を行い、企業のサステナビリティ目標の達成を支援するとともに、大規模なインバクトの創出を促進するためのプラットフォーム。
- *8 Tfs：Tfs(Together for Sustainability)の略で、化学品調達のスペシャリストによる業界をリードするイニシアチブ。Tfsの各メンバー企業は、持続可能な化学品サプライチェーンを構築し、規制要件、社会のニーズと期待に応えることに取り組んでいる。
- *9 SA 8000：Social Accountability 8000は、米国のNGOであるSAI(Social Accountability International)が公表している、国際人権宣言、ILO条約、その他の国際的な人権・労働に関する国家法規に基づいた、すべての従業員の権利の行使及び従業員の保護のための国際規格。
- *10 ISO14001：環境マネジメントシステム(EMS)に関する国際規格であり、組織が環境パフォーマンスを向上させ、環境関連の法規制を順守することを支援する規格。
- *11 Fair for Life：スイスにある認証機関IMO(Institute for Marketecology)が認定したフェアトレード認証。サプライチェーンに携わる全ての人々に健全な労働環境を整備することを目的としており、そのビジネスが社会的責任や環境への責任に沿って形成されていることを認証する。
- *12 TaSuKI(たすき)：Takasago global procurement Sustainability Key Initiativesの略。戦略的原料の持続可能な調達を目的とするプログラム。
- *13 PCF (product carbon footprint)：製品のライフサイクル全体を通じて、その製品に関連して排出される温室効果ガス(GHG)の総排出量を指す。
- *14 Tfsメソッドロジー：化学製品におけるカーボン排出量を算定するために、Tfsが定めたガイドラインであり、ISO 14067およびGHG Protocolに完全準拠している。
- *15 GHGプロトコル：この基準および枠組みは、企業、政府、その他の組織が、それぞれの使命や目標を達成することを支援する形で温室効果ガス排出量を測定し、報告するための枠組みを提供することを目的として設計されている。
- *16 ISO 14067：製品のカーボンフットプリント(CFP)の算定および報告に関する原則、要求事項、ならびにガイドラインを規定する規格。ISO 14040やISO14044などのライフサイクルアセスメント(LCA)に関する国際規格との整合性を確保することを目的としている。
- *17 HCV：High Conservation Value(高い保護価値)の略。HCV地域とは、自然環境および人々にとって非常に重要な価値を有する地域を指す。例えば、希少種または絶滅危惧種の生息地であること、清浄な水の供給などの重要な生態系サービスを提供していること、または地域コミュニティの文化的・社会的・生計上のニーズを支えていることなどが挙げられる。ある地域がHCVとして認定された場合、農業、伐採、建設などの活動は、これらの価値が損なわれたり破壊されたりしないよう、計画および管理されなければならない。
- *18 ILO：International Labour Organizationの略(国際労働機関)。
- *19 S.M.A.R.T：Specific(具体的な)、Measurable(測定可能な)、Achievable(達成可能な)、Relevant(関連性のある)、Time-bound(期限が明確な)の頭文字で、この5項目を満たすような目標設定方法を推奨する考えを指す。
- *20 PPE：Personal Protective Equipment(個人用保護具)の略。工場における作業着やその付属物。
- *21 コミュニティ：地域コミュニティとは、特定の地域に世代を超えて居住し、生活様式がその地域の自然環境に依存している人々の集団を指す。地域コミュニティは、正式な法的所有権の有無によって定義されるものではなく、以下のような要素によって特徴づけられる。
 - ・当該地域における長年にわたる居住・関与
 - ・土地、森林、水資源、または農業への日常的な依存
 - ・伝統的、または地域の実情に適応した生計手段



高砂香料工業株式会社

January 2020 – Version 1, Ecocert Expert Consulting assessed

July 2026 – Version 2, updated following internal consultation to reflect changes in context and scope